

平成19年度
平成20年度

競争入札 参加登録申請を 受け付けます

平成19・20年度の入札参加登録申請を次のとおり受け付けます。希望者は、市ホームページまたは管財課に備え付けの要領を確認の上、申請してください。

【対象業種】

- ▼建設工事
- ▼建設関連業務
- ▼物品の製造・販売等
- ▼役務の提供等 の4業種

【提出書類様式】

- 登米市様式（A4版フラットファイルに綴り込むこと）
- ※業種別で色指定。（金具とじ不可）
- ▼建設工事（水色）
- ▼建設関連業務（赤色）
- ▼物品の製造・販売など（黄色）
- ▼役務の提供など（緑色）

【受付期間】

▼市内業者 平成19年1月22日（月）～2月28日（水）

▼市外業者 平成19年2月1日（木）～2月28日（水）
※土・日・祝日を除く

【受付時間】

- ①午前9時～正午
- ②午後1時～4時

【受付場所・申請方法】

市役所迫庁舎2階、管財課へ持参してください。
※郵送での申請はできません。

【申請要領などの貸出】

申請要領と登米市様式は、市ホームページに掲載しています。

なお、市のホームページにアクセスできず、申請要領や登米市様式を入手できない場合は、貸し出しも行っていきますので、管財課契約係へお問い合わせください。

【問い合わせ】

総務部管財課 契約係
☎0220(22)2091
【URL】 <http://www.city.tomeniyagi.jp/>

（仮称）登米市環境基本条例を制定します ～皆さんの意見を募集～

市では現在、環境に関する条例の制定に向けた準備を進めており、今回その骨子がまとまりました。今後は市民皆さんの意見を取り入れながら、条例案づくりを進めていきます。

【公表する関係資料】

（仮称）登米市環境基本条例の骨子

【関係資料の公表場所】

市ホームページのほか、次の場所でもご覧いただけます。
▶市民生活部環境課（南方庁舎2階）
▶各総合支所地域生活課 地域係

【提出方法】

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。
意見提出の様式は自由ですが、いずれの方法の場合でも、住所、氏名（団体名、企業の場合はその名称と代表者の氏名）、電話番号、性別、年齢を必ず記載してください。

【募集期限】

平成19年1月22日（月）まで ※必着

【その他】

- ①意見は、条例案の作成に向けて参考にさせていただきます。
- ②個人が特定されない形で、意見の要旨などを公表する場合があります。

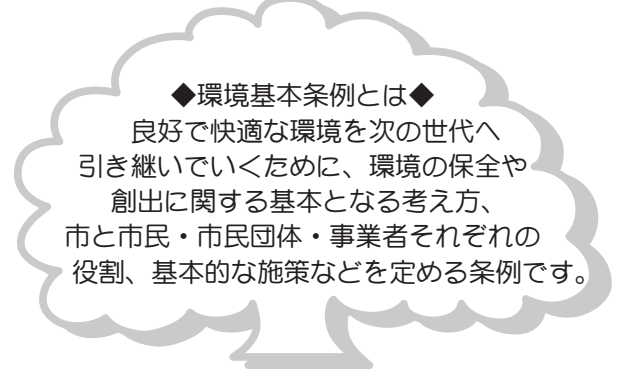
③皆さんからいただいた意見に対し、個々に回答はしません。

【提出先・問い合わせ】

〒987-0401
登米市南方町新高石浦130番地
市民生活部環境課
☎0220(58)5553
※電話による意見提出はできません
FAX0220(58)5810
✉kankyo@city.tome.miyagi.jp

【URL】

<http://www.city.tome.miyagi.jp/>



誰でも市長室

1月に開催する「どこでも市長室」の参加団体を募集します。

【日程・場所】

- 1月16日（火）午前
米山総合支所
2階会議室
 - 1月26日（金）午前
豊里総合支所
2階会議室
- ※詳しい時間は申し込みの際に確認してください。

【募集対象】

米山・豊里地区で活動する団体またはサークル（先着順3～4団体）

【申込方法】

次の事項を明記し、総務部総務課へ持参または郵便、電子メールのいずれかで申し込みしてください。

- ①団体（サークル）名
- ②代表者氏名
- ③住所
- ④電話番号
- ⑤活動内容
- ⑥テーマ

【申し込み・問い合わせ】

〒987-10511
登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
総務部総務課 広報係
☎0220(22)2090
FAX0220(22)9164
✉koh@city.tomeniyagi.jp



毎回、活発な意見交換が行われています

農地の違反転用を防止しましょう

農地を住宅や工場・倉庫などに転用する場合、事前に農業振興地域整備計画の変更や農地転用の手続きをしましょう。

最近、農地法や農業振興地域整備計画に基づく許可手続きをしないで、農地に住宅や工場などを建設する事例が見受けられます。

【問い合わせ】

◇農地転用関係
▼市農業委員会農地管理課 農政農振係
☎0220(34)2317

農地の無断転用防止 大切な農地を守ろう！



住宅や工場用地等に土地利用を変更する場合、農地が農地になっていないか確認しましょう。

①農地転用許可制度は、優良農地の確保と計画的な土地利用の推進を目的とした制度です。
②農地を農地以外に転用する場合、農地転用許可が必要です。事前に農業委員、農業委員会に相談しましょう。
③建築確認を申請する方は申請前に農地転用、農地外転用の手続きが必要かどうか確認しましょう。
④農地の無断転用は違法行為であり、罰しい措置があります。

登米市農業委員会

農業に関する各種事業計画の基礎は、計画的な土地利用と適切な農地管理です。
農地の違反転用防止にご協力願います。

医療技術職員を募集します

【職種、採用予定人員、職務内容、受験資格】

職種	採用予定人員	職務内容	受験資格
診療放射線技師	若干名	市立病院において放射線などの取り扱い業務に従事します	昭和42年4月2日以降に生まれた人で、当該資格免許を有し、平成19年4月1日から勤務できる人

【試験方法】

試験区分	方法
作文試験（1時間）	文章による表現力、判断力、思考力などについて、作文による筆記試験を行います
人物試験	個別面接により、主として人物について試験を行います
健康診断	健康診断書に基づいて、職務を行うのに必要な健康度を有するか審査します
資格調査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否などについて調査します

【受付期間】

12月21日（木）～平成19年1月12日（金）

【試験日時・場所】

平成19年1月22日（月）午前10時～ 市立佐沼病院 応接室

【合格者の発表】 平成19年1月30日（火）に市役所迫庁舎前掲示場および市ホームページに受験番号を掲示するとともに、合格者に郵送で通知します。

【申込書の請求】 申込書は医療局医療管理課に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用統一試験申込書請求」と朱書きし、あて先を明記して120円切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

【申し込み・問い合わせ】

〒987-0511
登米市迫町佐沼字下田中25番地
医療局医療管理課
☎0220(21)6888

